

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの 記述を変更しなかったもの	一部反映したもの 既に実施済のもの	既に記述済のもの 実施段階で参考にするもの	今後の検討とするもの	反映状況
県民意見		対応方針		
総論				
	ねこの苦情についてのデータは、未分類が多すぎる。きちんと内容を把握して欲しい。		相談や苦情の内容の分析に努めてまいります。	
	犬は処分数1/5、ねこは横ばいなので、ねこにもっと力を入れて欲しい。人にも動物にも優しい新潟県を目指して欲しい。		本計画の推進に努めてまいります。	
	あまりにも具体的内容に乏しい。		本計画に基づき、施策を具体化してまいります。	
	動物と共に生きるを基本とした計画を作り、実行されることを期待する。		本計画の推進に努めてまいります。	
	基本方針の1の5行目「動物とのふれあい」のところに「や責任ある飼育への教育」を加える。		「責任を持って世話をする」と記述を変更いたします。	
第3 施策の展開				
1 教育活動の充実				
現状と課題				
生命を尊重する教育活動の推進				
	「検討する」では抽象的すぎる。		「推進する」に記述を変更いたします。	
	教育活動の充実の考え方には賛成。		本計画の推進に努めてまいります。	
	市民や子どもたちに、ペット産業や収容動物・致死処分についての現状を教え、命の大切さを学ばせる。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	「検討します」を「ボランティアの研修プログラムに取り組みます」というような具体的な表現にする。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	ふれあいのやり方については、動物側に対しても配慮することを考慮してください。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布する。		施策の参考とさせていただきます。	
	学校飼育動物には終生・適正飼育はもちろん、繁殖制限手術を行う。教師にも動物愛護教育を行う。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	学校獣医を決めて、適正管理に努め、子供・父母・教師に対し、動物愛護に関しての講義をしよう。		実施段階での参考とさせていただきます。	
地域等における動物愛護精神の啓発				
	動物とのふれあいを通して、命を大切にする取組、命を大切にする社会づくりは大切である。		本計画の推進に努めてまいります。	
	動物飼養者に地域の子供を見守るなど地域貢献を促す。また、うんちクリーンアップなどの地域活動を行う。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	動物介在活動を通じ、愛護精神を育てる。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
	動物ふれあい教室及び動物訪問活動のボランティアに適した動物の基準を作成して欲しい。		実施段階での参考とさせていただきます。	
動物愛護管理施設の基本計画の策定				
	現在の収容施設を、適正な飼育や譲渡、動物愛護精神の普及啓発が可能な施設として整備すること。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
取組目標				
	ふれあいに適した動物の飼育をするボランティアを、どのようにして「育成」するのか具体的に例示して欲しい。		しつけ方教室等の参加者を対象に人材育成を図ってまいります。	
	「動物ふれあい教室及び動物訪問活動を積極的に進める」をどこでどの位するか具体的な目標の設定が必要。		今後の進捗状況を踏まえ、計画の見直し時に再度検討いたします。	
	致死処分頭数削減の目標設定は評価するが、そのためになすべき施策を具体的に提示すべき。		取り組むべき施策に記載しております。	

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの 記述を変更しなかったもの	一部反映したもの 既に実施済のもの	既に記述済のもの 実施段階で参考にするもの	今後の検討とするもの	県民意見	対応方針	反映状況
2 愛護精神の普及						
(1) 致死処分頭数の減少への取組						
現状と課題						
引取頭数減少						
				施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付ける。	既に実施しております。	
				殺処分の映像または実際の処分現場を見せる事とする。	施策の参考にさせていただきます。	
				安易な引取申請の減少のため、引取申請費用を多く徴収し、それを収容動物のケア等にかかる費用にあてる。	引取手数料については、積算根拠に基づき設定しておりますので、ご理解ください。	
				引取申請者に事前にセンター内での感染症等の予防対策の義務づけを行う。	引取りは法に基づき実施しており、それらの義務付けはできないと考えております。	
				住宅街での野良ねこ対策として、TNR活動の啓発強化とルール作り、支援を行政が主体となって行う。	地域住民の合意が前提であると考えています。	
				TNR活動の拒絶・妨害・非協力者へ行政が強く指導を行い、罰則を科せられるような条例改正等を検討する。	地域住民の合意が前提であると考えています。	
				ねこの苦情数の多い地域では、地域全体で問題解決に取り組むよう自治会等へ働きかけ、アドバイス等を行う。	既に同趣旨の内容を含んでおります。	
				公共の土地での飼い主のいないねこ対策として、関係部局、管理者、ボランティア等が連携できるよう、協力し支援する。	施策の参考にさせていただきます。	
				ねこの場合、不妊去勢手術と室内飼いは、「推奨」でなく「徹底を啓蒙」として欲しい。	必要な指導は徹底してまいります。	
				引取申請者へは、不妊去勢手術の徹底を文書により指導し、事後の確認も行うこと。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				飼い主のいないねこの対策に「地域ねこ」と追記。	定義が未確定である地域ねこの用語の使用は差し控えさせていただきます。	
				不妊去勢手術の必要性を毎月啓発し、飼い主の責務や終生飼養を徹底的に普及啓発する。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				飼い主のいないねこに関するガイドラインを作成し、飼い主のいないねこ対策を推進します。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				引取り前の適正飼養講習会を実施する。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				市町村に獣医師会や愛護団体等と連携したねこの不妊去勢手術の助成金制度の導入を働きかける。	施策の参考にさせていただきます。	
				「地域ねこ」に対する不妊去勢手術を獣医師と連携を図り推進する。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				獣医師の判断により、回復の見込みのない個体以外の引取りは禁止する。	法律に基づき引取りは実施してまいります。	
				2愛護精神の普及(1) の「引取申請者」の前に、「処分希望を繰り返す飼い主」を入れる。	既に同趣旨の内容を含んでおります。	
				定時定点での引取りは廃止すべき。	施策の参考にさせていただきます。	

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの 記述を変更しなかったもの	一部反映したもの 既に実施済のもの	既に記述済のもの 実施段階で参考にするもの	今後の検討とするもの	県民意見	対応方針	反映状況
				返還率の向上		
				収容した動物・動物死体について詳細な記録を長期保存し、全国規模の検索システムをつくる。	施策の参考にさせていただきます。	
				マイクロチップは、法律で義務付けられている特定動物、特定外来生物以外の個体への装着は推進するべきではない。	マイクロチップの装着は、動愛法の環境省告示で定められた方法の一つです。	
				逸走による迷子、警察での収容動物についての情報をオンラインシステムで一本化する。	施策の参考とさせていただきます。	
				マイクロチップの埋込みを義務化。	マイクロチップの装着は、動愛法の環境省告示で定められた方法の一つです。	
				マイクロチップが埋込まれていないねこを地域ねことして登録する。	所有者明示の方法は様々であり、現段階では実施困難と考えております。	
				登録された犬やねこが収容された場合は、必ず飼い主に知らせる。	既に実施しております。	
				マイクロチップ挿入は、安全性、メリット・デメリットを明示のうえ、飼い主を選択させること。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				逸走時の返還がスムーズに行えるよう迷子札による所有者明示を義務付ける。	所有者明示の必要性は普及啓発してまいります。	
				マイクロチップの埋込みを義務違反者に罰則を適用し、装着率を100%にする。	マイクロチップの装着は、動愛法の環境省告示で定められた方法の一つです。	
				マイクロチップ規格を統一し、挿入価格を統一化すること。動物の販売時の挿入も義務づけ、安価にする。	マイクロチップの装着は、動愛法の環境省告示で定められた方法の一つです。	
				所有者明示の徹底を、回覧板などで啓発普及し、予防注射会場・病院などでも注意指導を徹底する。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				迷子動物の捜索に関するページも設ける。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				譲渡率の向上		
				動物の習性および金銭的負担を記載した譲渡マニュアルを作成する事。	既に実施しております。	
				飼養希望者が動物の生涯飼育が可能である事を審査し、講習、説明、指導を受けた後での譲渡とする事。	既に同趣旨の内容を含んでおります。	
				譲渡される動物は原則として不妊処置を行う事を義務化。	施策の参考にさせていただきます。	
				譲渡後の不妊処置の確認と飼育環境の確認は必須事項とし、不妊手術適応年齢を早める事も検討する。	施策の参考にさせていただきます。	
				譲受人などからの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介等する。	既に同趣旨の内容を含んでおります。	
				一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導する。	施策の参考にさせていただきます。	
				収容動物の管理は、最低限健康状態を維持できるように配慮すること。	既に同趣旨の内容を含んでおります。	
				引き取った動物の公示・抑留・保管期間は出来るだけ長くする。	既に同趣旨の内容を含んでおります。	
				掲示の方法は様々なメディアを使用し、収容動物の返還・譲渡を目的とした掲示法とすること。	実施段階での参考とさせていただきます。	
				譲渡率向上のため、公共機関以外(スーパー等)でも「飼いたい人」の登録制度の広報を行う。	実施段階での参考とさせていただきます。	

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの		一部反映したもの	既に記述済のもの	今後の検討とするもの	対応方針	反映状況
記述を変更しなかったもの		既に実施済のもの	実施段階で参考にするもの			
県民意見						
			譲渡活動を行うボランティアに対し、相談窓口の設置、獣医師会への協力要請などの支援を行う。		実施段階での参考とさせていただきます。	
			2愛護精神の普及(1) の「譲渡に当たっては」の後、「行動面の危険予測および」を加える。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
			2愛護精神の普及(1) の「追跡調査」の前に「しつけ教室やイベント、表彰制度などの」というような文言を加える。		実施段階での参考とさせていただきます。	
			引取動物は全て譲渡対象とすること。		既に実施しております。	
			譲渡率向上のため、一時預かりなどの制度を設ける。		既に実施しております。	
			愛護団体などと協力した譲渡を促進し、子ねこの飼養可能な団体などの協力により、離乳前の子ねこの譲渡を促進すること。		施策の参考にさせていただきます。	
施策の目標						
			殺処分数目標を半減ではなくゼロを目指すに変更すべき。		現在示している5年後、10年後の目標値での達成に努めてまいります。	
			動物の殺処分方法は、5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に、移行すべき。		既に一部実施しております。	
			定期的に譲渡会を開催する		実施段階での参考とさせていただきます。	
			収容動物について、一般飼養者への譲渡と共に、アニマルセラピー等に適した動物の選別を行うようにする。		実施段階での参考とさせていただきます。	
			殺処分の数を減らすために、具体的な対策を立て、目標数を達成できるようにして欲しい。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
			致死処分の実態や致死処分数・譲渡数・譲渡率を公開すると共に、行政自ら譲渡希望者を募ること。		実施段階での参考とさせていただきます。	
			致死処分頭数の削減目標値は、犬ねこ別、年度別に示すべき。		現在示している5年後、10年後の目標値での達成に努めてまいります。	
(2)災害時の動物救済体制の整備						
現状と課題						
飼育者支援・動物保護						
			災害時の連携の為に、警察に対し動愛法の知識の向上を図り、動物愛護団体等との協力体制を築き強化する。		実施段階での参考とさせていただきます。	
			同伴避難予定の動物種と数をあらかじめ把握しておく。避難所における同伴場所の区分などマニュアル化しておく。		実施段階での参考とさせていただきます。	
			11ページの「しつけ」の前に「社会的安定性(または社会化)、ケージにならず」というような言葉を入れる。		実施段階での参考とさせていただきます。	
			11ページの「不妊・去勢手術」のあとに「ノミ・ダニなどの寄生虫の駆除」も入れる。		「健康管理」として追記いたします。	
			災害時における動物対策には、取扱業の動物、実験動物、産業動物を含め対策マニュアルを作成すること。		施策の参考にさせていただきます。	
市町村との協力体制						
3 適正飼育の推進						
(1)適正飼育の啓発						
現状と課題						
適正飼育の普及啓発						
			多頭飼育者がそれだけで一般から迫害されないよう、その生活を守ること。		施策の参考にさせていただきます。	
			不適切な多頭飼育者に対し、生活環境保全の適切な監督、助言、規制を行う。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの 記述を変更しなかったもの	一部反映したもの 既に実施済のもの	既に記述済のもの 実施段階で参考にするもの	今後の検討とするもの	反映状況
県民意見				対応方針
		行政審査の認定者は能力により、集合住宅の規約以上の飼育を許可すること。		行政の権限を越えるものとして考えております。
		多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導や助言を行う。		既に同趣旨の内容を含んでおります。
		指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとる。		施策の参考とし、国の動向を注視してまいります。
		不適切な多頭飼育者の場合は、ボランティア等に保護・新しい飼い主探しを依頼し、適切な数に調整すること。		実施段階での参考とさせていただきます。
		不適切飼育・迷惑行為、虐待・遺棄の対応マニュアルを作成する。		実施段階での参考とさせていただきます。
		動物愛護管理専門の調査員制度の創設・育成をし、虐待の通報に基づき警察と調査・捜査や摘発を行えるようにする。		施策の参考とし、国の動向を注視してまいります。
		ペットショップ、動物病院等にパンフレットを置くなど、適正飼育の普及啓発を行う場を拡大していく。		既に実施しております。
		市町村や動物愛護推進員に対して、虐待に対する動物愛護先進国の手法などについて研修を実施する。		実施段階での参考とさせていただきます。
		高齢者住宅で飼養困難になった場合の対応策を構築する。		実施段階での参考とさせていただきます。
		ねこも登録制にする。		国の今後の動向を注視してまいります。
		犬・ねこともにワクチン・不妊および去勢手術を義務付ける。		義務付けは困難と考えますが、適正飼育の指導に努めてまいります。
		モデル地域を設定し、地域をあげての普及啓発への支援を行う。		実施段階での参考とさせていただきます。
		犬のフィラリア症の予防薬投与は義務化すべき。		義務付けは困難と考えますが、適正飼育の指導に努めてまいります。
		愛護推進員などと協力して「犬、ねこの飼い方講習会」を各地区で開催して欲しい。		既に同趣旨の内容を含んでおります。
		集合住宅での飼養管理マニュアルを作成すること。		施策の参考にさせていただきます。
		自治会・町内会単位で適正飼育に取り組む		実施段階での参考とさせていただきます。
		不適切な環境で多頭飼育している者の情報が寄せられた場合は、立入調査を行い、速やかに改善指導を行うこと。		既に同趣旨の内容を含んでおります。
		動物愛護推進員の人材育成		
		動物愛護推進協議会を設置し、動物愛護行政を進化させていきます。		今後の検討とさせていただきます。
		動物愛護推進員の「増員」数について、具体的数値目標を掲げるべき。		計画の見直し時に再度検討いたします。
		動物愛護推進員を行政の目の届かない点など「細かな監視の目」として認識や責任、プライドを培うよう養成して欲しい。		既に同趣旨の内容を含んでおります。
		動物愛護推進員を中心に地区担当を決め不適切飼育などの巡回指導を行うこと。		施策の参考にさせていただきます。
		安易な動物展示の情報確認をし、その具体的な対応の仕方、考え方、監視指導なども示して欲しい。		既に同趣旨の内容を含んでおります。

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの 記述を変更しなかったもの	一部反映したもの 既に実施済のもの	既に記述済のもの 実施段階で参考にするもの	今後の検討とするもの	反映状況
	県民意見		対応方針	
	犬の登録、狂犬病予防注射接種率の向上			
	(多頭飼育者に対して)登録・予防接種など徹底し、法を守る・守らせるは飼育者にも行政にも責任意識を持たせる。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
	「鑑札」を迷子札と兼用のデザインするなど工夫して欲しい。装着方法も指導して欲しい。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	犬の購入時にその場で、又は後日郵送で登録ができるようにしたり、動物病院で登録・注射ができるようにする。		既に一部実施しております。	
	動物相談窓口の充実			
	夜間の動物の救急システム等を考慮して欲しい。		他県の動向にも注視してまいります。	
	相談コーナーの人員を明記し、相談員は有資格者にし、人材の育成に努めて欲しい。		既に実施しております。	
	相談ダイヤルなど虐待の通報、捨てねこ相談、愛護の関する相談を受けやすくする。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
	苦情や相談の内容及び応答について統計を取り、きめ細かな住民のニーズの把握と、今後の施策の展開に役立てる。		同様の趣旨の内容を記述を変更いたします。	
	共通感染症サーベイランスの充実			
	人と動物の共通感染症について、医師にも注意喚起して欲しい。啓発資料は一般の人にも分かりやすいように書いて欲しい。		実施段階での参考とさせていただきます。	
(2)不適切飼育トラブルの減少				
現状と課題				
動物の加害行為の防止				
	「犬の咬傷事故や交通事故の減少を図るため、ヒモをつけて飼養することを指導します。」を追記して欲しい。		既に実施しております。	
	犬のけい留を強いるだけでなく、犬のストレス解消の手立ても、あわせて指導するべき。		実施段階での参考とさせていただきます。	
特定動物飼育者への指導				
	販売業者に対し、取り扱う特定動物についての報告、登録済みの飼養者への引き渡し等を義務化すること。		施策の参考にさせていただきます。	
生活環境保全のための監視指導				
遺棄・虐待の防止				
	遺棄・虐待の犯罪性を毎月啓発し、飼い主の責務や終生飼養を徹底的に普及啓発する。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	遺棄行為に対する罰則を強化する。		国の今後の動向を注視してまいります。	
	虐待発見時の通報を義務化する。		国の今後の動向を注視してまいります。	
(3)動物取扱業の適正化、資質向上				
現状と課題				
適正飼育、適正販売の徹底				
	動物の繁殖・売買をする場合は個人でも動物取扱業の登録を必要とする。		既に実施しております。	
	繁殖用動物の登録も義務とし、繁殖回数・年齢を規制し、違反者は取扱業の登録を剥奪し、刑罰を与える。		国の今後の動向を注視してまいります。	
	繁殖後の動物は家庭動物として再登録させ、終生飼育を毎年確認する。		国の今後の動向を注視してまいります。	
	動物取扱業者からの引取手数料は割り増しとする。		引取手数料については、積算根拠に基づき設定しておりますので、ご理解ください。	
	改善するまで営業停止勧告・展示中止、移動販売においては、次回県内での営業禁止命令などの処分を適正に行う。		必要な勧告・命令は実施してまいります。	

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの 記述を変更しなかったもの	一部反映したもの 既に実施済のもの	既に記述済のもの 実施段階で参考にするもの	今後の検討とするもの	反映状況
県民意見		対応方針		
	動愛法の幼齢な犬ねこの販売制限規定を徹底させ、生年月日・出荷日の表示を指導する。		国の今後の動向を注視してまいります。	
	悪質業者には監視指導を何度も行う。 住民からの苦情・通報には速やかに対応する。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
	登録取り消し、30万円以下の罰金を科すことを明記してください。		既に同趣旨の内容を含んでいると認識しています。	
	取扱業を、厳しい審査による登録の実施が、許可制とし、定期検査を行う。		国の今後の動向を注視してまいります。	
	繁殖・販売業の新規出店・開業を禁止する。		禁止は出来ないと考えております。	
	繁殖施設やペットショップなどにおける遺伝子疾患や感染症の問題について情報提供と実態調査を行ってください。		施策の参考にさせていただきます。	
	通信販売のリスクを周知すると共に、業者を厳重に監視してください。		実施段階での参考とさせていただきます。	
	取扱業者には、取り扱い動物の適正な飼養保管を義務づける。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
	購入者への説明義務の徹底			
	動物取扱業者による飼育者等に対する適正飼養説明を義務付けること。		既に同趣旨の内容を含んでおります。	
	取扱責任者講習の受講徹底			
	悪質業者には徹底した動物取扱責任者研修を実施する。		施策の参考にさせていただきます。	
	研修の内容を開示し、年3回以上にして欲しい。		年1回以上の研修を実施してまいります。	
	法律制度の広報			
	悪質販売業者を無くすため、優良な動物取扱業者を選択のための法制度を早急に確立する。		国の今後の動向を注視してまいります。	
	各市町村にて講習会、回覧板、小冊子にしてペットショップ、動物病院に配布して欲しい。		既に実施しております。	
(4) 研究の推進				
	現状と課題			
	取り組むべき施策			
(5) 実験動物・産業動物の適正取扱推進				
	現状と課題			
	実験動物飼養施設への普及啓発			
	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべき。違反者の公表と罰則規定を策定すべき。		施策の参考とし、国の動向を注視してまいります。	
	動物実験は廃止を目指し、苦痛軽減と数の削減のため、実験施設、実験者に対し、厳しく管理して欲しい。		施策の参考にさせていただきます。	
	実験動物は、健康体に復帰させ解放すること。		施策の参考にさせていただきます。	
	塾や学校での生体解剖を禁止する条例を設ける。		施策の参考にさせていただきます。	
	動物実験への払い下げを禁止する条例をつくる。譲渡先から動物実験施設等に回ることのないようにして欲しい。		要領で定められており、既に実施しております。	
	動物取扱業者から動物実験施設等に販売されないよう調査指導を行って欲しい。		動物実験施設等に対し、告示の普及啓発を行ってまいります。	
	3Rでなく、「責任」「記録」「感謝」を加え、6Rにして欲しい。		国の基本的な方針に基づき、3Rの普及啓発に努めてまいります。	
	動物実験実施基準を定め、実験施設・実験計画を届出制にしてください。実験の監査機関・施設内倫理委員会と記録の保存・公開制度を規定してください。		動物実験施設等に対し、告示の普及啓発を行ってまいります。	

「新潟県動物愛護推進計画」(案)に対する県民意見と県の対応

反映したもの		一部反映したもの	既に記述済のもの	今後の検討とするもの	反映状況
記述を変更しなかったもの		既に実施済のもの	実施段階で参考にするもの		
		県民意見		対応方針	
		実験動物における禁止事項を明確にし、県民による監視体制を盛り込んでください。		実施段階での参考とさせていただきます。	
		産業動物飼育者への普及啓発			
		動物の管理方法、管理施設の衛生環境等の報告を義務づける。		施策の参考とさせていただきます。	
		畜産動物は、動物愛護法の対象として、虐待を受けることのないよう、条例を設けて欲しい。		産業動物飼育者等に対し、告示の普及啓発を行ってまいります。	
		畜産動物の犠牲を減らすため、「命あるものであること」「肉食から菜食へ」を積極的に主張できるよう条例に加えて欲しい。また、「毛皮を着ない買わない」を奨励して欲しい。		法律における動物愛護とは、動物を利用することを否定するものではないと考えております。	
		産業動物であっても動物福祉の視点が必要。家畜福祉の5つの自由について生産者に周知して欲しい。		実施段階での参考とさせていただきます。	
		産業動物における禁止事項を明確にし、県民による監視体制を盛り込んでください。		実施段階での参考とさせていただきます。	
第4計画の推進					
		「ワンニャン債」「ワンニャン募金」のような制度を作る。引受者や募金者には会員証などを発行しペット用品や餌の割引特典が得られるよう工夫をする。		本計画で定めるべき事項ではないと考えております。	
		少なくとも年に1回は、本計画の達成状況を評価し、達成に必要な事項の協議、提言を行う第三者機関の設置等が必要。		実施段階での参考とさせていただきます。	
その他					
		野生動物の捕殺ではなく、環境の改善に人手と費用をかけてください。		本計画で定めるべき事項ではないと考えております。	
用語集					
		「動物訪問活動」と「動物介在活動」は同義であり、表現を変える。「動物ふれあい教室」に「動物愛護教育」や「人道教育」加える。「動物愛護推進員」には「講習の後、県内の情報収入、愛護法の周知徹底の手助けなど」というものを加える。		現在の記述でご理解いただけるものと考えております。	